

# 合併協議会だより

5月13日、第15回合併協議会を緒方町で開催

## 議員の定数及び任期の取り扱い

- ・設置選挙後(合併後2度目以降)の新市の議員定数は26人。
- ・設置選挙は定数特例を適用。
- ・設置選挙において選挙区を設置。

- (継続協議)
- ・定数特例適用期間の議員定数を何人にするか。
  - また、選挙区(旧町村)ごとの定数を何人にするか。
  - ・新市の議員報酬のあり方をどのように考えるか。

## 新市建設計画(案)提案

豊かな自然と文化を未来につなぐやすらぎ交流都市

1. 人と自然にやさしいやすらぎのまちづくり
2. 活気に満ちた健康で文化の香るまちづくり
3. 市民が参加する協働・共創のまちづくり



2004

第14号

平成16年5月

# 第15回合併協議会

継続協議は、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」、「広報広聴事業の取扱い(その2)」、「病院・診療所の取扱い」の3協定項目と新規協議「建設事業の取扱い(その3)」の協議が行われましたが、この4項目は資料収集のため、及び各町村で協議時間が必要のことから、継続協議となりました。

また、「議員の定数及び任期の取扱い(その2)」については、4月22日第14回協議会において、「議会議員定数等検討小委員会」の報告を受け、協議会において協議することになり、今回提案協議されました。

## <継続協議>

### 協定項目第7号

#### 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

提案内容の1、2及び3の上段は確認されましたが、3の「ただし、・・・」以降が均等割の算出根拠が不明との意見等により継続となりました。

(確認済)

- 1 新市において、大野郡5町2村を区域とした農業委員会を一つ設置する。
- 2 農業委員会の公選による委員の定数については、30名とする。
- 3 農業委員会委員の選出方法については、合併後選挙区制を導入する。

(継続協議)

ただし、選挙区の定数については、定数30名の内14名を均等割とし、各町村に2名割り当て、残りの16名を農地面積割りにより算出された者との合計とする。

### 協定項目第28-2号

#### 広報広聴事業の取扱い(その2)について

ケーブルテレビを協議するための資料収集のため継続協議となりました。

(提案内容)

情報通信関係事業の取扱いについて

- (1) ホームページについては、合併時に統一し、新市において開設する。
- (2) オフトーク、ケーブルテレビについては、新市に引き継ぐ。ただし、事業及び内容については、新市において調整する。
- (3) 電光掲示板については、新市に引き継ぐ。

### 協定項目第35号

#### 病院・診療所の取扱いについて

公立おがた総合病院を協議するための資料収集のため継続協議となりました。

(提案内容)

公立おがた総合病院及び清川村国民健康保険直営診療所については、「公立医療施設総合検討専門委員会」の検討結果を踏まえ、合併までに調整する。



あいさつをする山中博緒方町長

## <新規協議>

### 協定項目第44-3号

#### 建設事業の取扱い(その3)について

公社を協議するための資料収集のため継続協議となりました。

#### 1 土地開発公社の取扱いについて

- (1) 土地開発公社については、新市においても存続させるものとする。ただし、詳細については、三重町・大野町の公社理事会の協議結果を尊重し、合併までに調整する。

## <提案・協議>

### 協定項目第6-2号

#### 議員の定数及び任期の取扱い(その2)について

前回の協議会の議員定数等検討小委員会報告を尊重するが、協議会での協議が決定がされたことにより、協議は白紙の状態で行うことを確認し、協議を行い、4項目を確認しました。

(確認済)

- ①設置選挙(合併後はじめて行われる選挙をいう)後の新市の議員定数を何人にするか。(26人とする)
- ②設置選挙に特例措置を適用するか。(適用する)
- ③特例措置を適用とした場合、定数特例にするか、在任特例にするか。(定数特例とする)
- ④設置選挙において選挙区を設置するか。(選挙区設置)  
(継続協議)
- ⑤定数特例適用期間の議員定数を何人にするか。また、選挙区(旧町村)ごとの定数を何人にするか。
- ⑥新市の議員報酬のあり方をどのように考えるか。

## 協議会での協議状況

協定番号	協定項目	提案日	確認日	協議結果	協定項目の数	案件数
1	合併の方式	15. 3. 26	15. 4. 24	対等合併	1	1
2	合併の期日	15. 3. 26	15. 4. 24	H.17.3.31	2	2
3	新市の名称（その1）	15. 3. 26	15. 4. 24	小委員会を設置	3	3
	新市の名称（その2）	16. 1. 15	16. 1. 15	応募要領		4
4	新市の事務所の位置	15. 3. 26	15.12. 25	場所は三重町（広報第6号に掲載）	4	5
5	財産の取扱い	15.12. 25	16. 2. 26	広報第9号に掲載	5	6
6	議員の定数及び任期の取扱い（その1）	15. 4. 24	15.12. 25	小委員会を設置	6	7
8	地方税の取扱い	15.12. 9	15.12. 25	広報第6号に掲載	7	8
9	一般職の職員の身分の取扱い	15.12. 9	15.12. 25	広報第6号に掲載	8	9
12	特別職の身分の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	9	10
13	条例・規則等の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	10	11
14	事務組織及び機構の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	11	12
15	一部事務組合等の取扱い（その1）	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	12	13
16	使用料・手数料等の取扱い（その1）	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	13	14
	使用料・手数料等の取扱い（その2）	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		15
17	公共的団体等の取扱い（その1）	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	14	16
	公共的団体等の取扱い（その2）	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		17
18	補助金・交付金等の取扱い（その1）	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	15	18
	補助金・交付金等の取扱い（その2）	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		19
19	町名・字名の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	16	20
20	慣行の取扱い	15. 4. 24	15.12. 25	広報第6号に掲載	17	21
21	行政区の取扱い	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載	18	22
22	男女共同参画の取扱い	15. 5. 26	15.12. 25	広報第6号に掲載	19	23
23	電算システムの取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	20	24
24	国民健康保険事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 29	広報第7号に掲載	21	25
25	介護保険事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	22	26
26	消防防災事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	23	27
27	交流事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	24	28
28	広報・広聴事業の取扱い（その1）	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	25	29
29	交通対策事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	26	30
30	衛生事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	27	31
31	障害者福祉事業の取扱い	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	28	32
32	高齢者福祉事業の取扱い	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	29	33
33	児童福祉事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	30	34
34	人権教育・同和対策事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	31	35
36	保育事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	32	36
37	生活保護事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	33	37
38	その他の福祉事業の取扱い	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	34	38
39	健康づくり事業の取扱い	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	35	39
40	環境対策事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	36	40
41	農林水産事業の取扱い（その1）	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	37	41
	農林水産事業の取扱い（その2）	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		42
42	商工観光事業の取扱い（その1）	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	38	43
	商工観光事業の取扱い（その2）	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		44
43	勤労者・消費者事業の取扱い	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載	39	45
44	建設事業の取扱い（その1）	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	40	46
	建設事業の取扱い（その2）	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		47
45	上下水道事業の取扱い（その1）	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	41	48
	上下水道事業の取扱い（その2）	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載		49
46	学校教育事業の取扱い（その1）	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	42	50
	学校教育事業の取扱い（その2）	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載		51
	学校教育事業の取扱い（その3）	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載		52
47	文化振興事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	43	53
48	社会教育事業の取扱い（その1）	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載	44	54
	社会教育事業の取扱い（その2）	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載		55
49	社会福祉協議会の取扱い（その1）	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	45	56
	社会福祉協議会の取扱い（その2）	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		57
50	地籍調査事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	46	58
51	定住促進事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	47	59
52	その他の事業の取扱い（その1）	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	48	60
	その他の事業の取扱い（その2）	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載		61

確認された協定項目

協定番号	協定項目	内 容 等	協定項目の数	案件数
3	新市の名称（その3）	新市の名称募集終了 小委員会で報告書作成中	5/27 提案	62

協定番号	協定項目	提案済み	提案予定	協定項目の数	案件数
6	議員の定数及び任期の取扱い（その2）	4/22 小委員会報告・5/13提案			63
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	4/8 （継続協議）		49	64
10	地域審議会の取扱い		6/24	50	65
11	新市建設計画（案）	5/13		51	66
15	一部事務組合等の取扱い（その2）		6/24		67
19	町名・字名の取扱い（住居表記の統一）		6/24		68
28	広報・広聴事業の取扱い（その2）	4/8 （継続協議）			69
35	病院・診療所の取扱い	4/8 （継続協議）		52	70
44	建設事業の取扱い（その3）	4/22 （継続協議）			71

今後提案される協定項目



## ＜提案された協定項目＞

今回、「新市建設計画(案)」の1項目が提案されました。

提案された協定項目は関係町村で座談会等で協議がされ、第17回協議会（6月24日・大野町中央公民館）で意見集約を行い、第18回協議会（7月8日・千歳村中央公民館）で協議が行われます。

### 協定項目第11号 新市建設計画(案)について

大野郡5町2村合併後の新市まちづくり計画(原案) (抜粋)

#### 新市の都市像

## 豊かな自然と文化を未来に つなぐやすらぎ交流都市

新市は、大分県の南西部、九州のほぼ中央に位置し、母なる大野川の流れのもとで、緑豊かな自然に恵まれた典型的な農山村地域です。また、数多くの伝説、仏教遺跡、伝統芸能が残されている歴史・文化的資源の多い地域であり、古くから交通の要衝としても栄えてきました。

このような自然・歴史・文化的資源を活かし、暮らしにゆとりと豊かさが実感でき、活力とやすらぎの交流拠点として、健康で文化の香るまちづくりを推進していくことを目指します。

また、新市の財産である地域資源を未来につなげ、郷土への思いと誇りを共有し、住民一人ひとりが参画して新しいまちを創造する、いわゆる協働・共創のまちづくりを目指します。

そのようなまちづくりの目標を設定し、新市の都市像を「豊かな自然と文化を未来につなぐやすらぎ交流都市」とします。

#### まちづくりの目標

### 1. 人と自然にやさしい やすらぎのまちづくり

都市の財産である豊かな自然が持つ公共機能とまちづくり施策の有機的結合を図り、自然の価値観を再認識、自然景観の保全と創造等、自然と共生するやすらぎのまちづくりを目指します。

また、市民の皆さんがゆとりや豊かさを実感し、誇りをもって生活することができるよう、道路、住宅等の生活基盤の整備と福祉・保健等の行政サービスの充実を図り、市民とのふれあいを大切に  
する人にやさしいまちづくりを目指します。

### 2. 活気に満ちた健康で 文化の香るまちづくり

市民の皆さんが郷土への誇りと愛着心を持ちながら、文化的で健やかに生活することができるよう、年代に応じた健康づくり運動を進めるとともに、地域の歴史や文化を活かした生涯学習社会の形成を図り、文化の香るまちづくりを目指します。

また、産業の活性化、次代を担う若者の定住、交流人口の増大等につながる施策を積極的に展開し、にぎわいと活力あふれるまちづくりを目指します。

### 3. 市民が参加する協働・ 共創のまちづくり

市民の皆さんがまちづくりに積極的に参加していた  
だけ  
る  
よ  
う、NPO・ボランティア団体等の市民グループの設立・育成を支援するとともに、グループとの  
パ  
ー  
ト  
ナ  
ー  
シ  
ッ  
プ  
を  
構  
築  
し、協働・共創のまちづくりを進めることを目指します。

# まちづくりの体系図

## まちづくりの目標

## まちづくりの方針

1. 人と自然にやさしい  
やすらぎのまちづくり

### 1. ネットワークの整備による地域づくり

- 交通ネットワークの整備
- 情報ネットワークの整備
- 公共施設等のネットワーク

### 2. 共生と安心の生活舞台づくり

- 自然環境の保全・整備と創造
- 生活環境の整備
- 循環型社会の形成
- 安全・安心な地域づくり

### 3. 健やかで生きがいとやすらぎのまちづくり

- 健康づくりの推進
- 同和対策の推進
- 社会福祉・保健・医療の連携と充実

2. 活力に満ちた健康で  
文化の香るまちづくり

### 4. 働きがいのある生活基盤づくり

- 農林水産業の振興
- 観光基盤の整備
- 商業の機能強化と新規成長産業の育成
- 雇用の場の確保

### 5. 教育の充実と文化の創造による未来づくり

- 生涯学習の推進と人材育成
- 個性を活かす教育の充実
- 人権教育・啓発事業の推進
- 生涯スポーツとレクリエーションの振興
- 多彩な歴史・文化資源の発掘と創造

3. 市民が参加する協働・  
共創のまちづくり

### 6. 交流と連携による人づくり

- 住民が主体のまちづくり
- 地域間交流の促進

### 7. 市民に信頼される行政システムづくり

- 事務事業の見直し
- 時代に即応した組織・機構の構築
- 効率的財政運営の推進
- 公正性及び透明性の確保
- 人事管理と職員の資質の向上

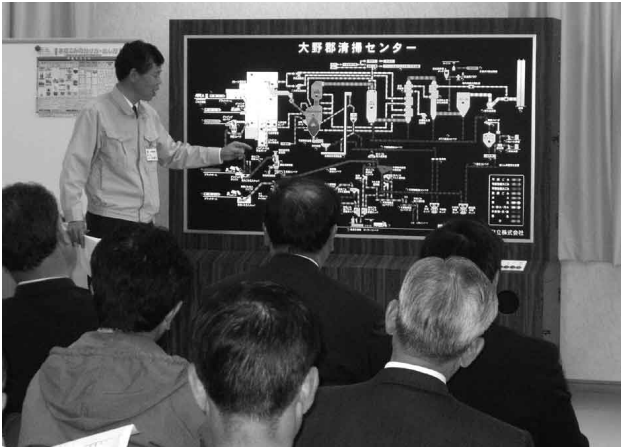
## 第2回新市まちづくり委員会合同研修会開催

5月19日、大野郡5町2村の新市まちづくり委員95人に参加いただき、合同研修会を開催しました。

今回は、大野広域連合が建設した施設のうち、住民生活に密接な関連を持つ清掃センターと白鹿浄化センターの2カ所を視察しました。清掃センターは約33億5千万円をかけて、平成10年3月に竣工したごみ焼却処理施設で、ダイオキシン類除去設備等を備えています。

また、白鹿浄化センターは、約30億円をかけて、平成15年3月に竣工したし尿処理施設で、循環型社会に対応するため脱臭、消毒設備などのほかに堆肥化設備も備えています。

視察後、三重町のホテル豊洋で、「新市建設計画（案）」の研修会を行い、委員による活発な意見交換が行われました。



清掃センターにて説明を受ける



白鹿浄化センターにて説明を受ける

「わが町わが村からわが市へ」

研修会は、小野幸義さん（三重町新市まちづくり委員長）と恵藤千代子さん（千歳村新市まちづくり委員・千歳村議会合併特別委員長）の司会で開催されました。

意見交換会ではつぎのような活発な意見がだされました。

- ・農業の再生は本気ですること。崇高な職業であると自負すべきだ。農業は人の健康を守っている食べ物を作っている。太陽の恵み、きれいな水でできた旬の野菜がそうである。だから、自然の生物の住まない土壌をかえていくべきである。
- ・子供たちに目をむけて新市を創る必要がある。子供時代に民俗芸能（神楽、獅子舞等）に関わることで子供が大人になった時に自然と地域にとけ込む要素ができるのではないのでしょうか。

・少子化対策として、最近晩婚化になりつつある。新市において結婚を推進するセクションが必要ではないでしょうか。

・豊かな自然を活かした交流人口の増を図る。人為的なものより、自然そのものに憧れる観光客が増加している。大野郡にはその資源は充分あるのでないでしょうか。

・野菜販売のネットワーク化を図り、農業と商業が連携すればいいのではないのでしょうか。また地域づくりを行わなければいけない。地域づくりはひとつづくりである。ひとつづくりをして、すばらしい新市ができることを望んでいます。

### 合併協議会・幹事会・小委員会・専門委員会は公開しています

今後の開催予定は下記のとおりとなっています。なお、都合により日程を変更することがありますので、傍聴される方は合併協議会事務局にご確認のうえお越しく下さい。また、小委員会と専門委員会の開催日程は、事前に合併協議会事務局又は合併関係町村役場の窓口へお問い合わせください。

これらの会議の開催日程は、協議会のホームページにてお知らせしています。

#### 協議会の予定

- 第17回協議会 ▶ 6月24日（木）午後1時30分  
場所／大野町中央公民館大集会室
- 第18回協議会 ▶ 7月8日（木）午後1時30分  
場所／千歳村中央公民館ホール
- 第19回協議会 ▶ 7月22日（木）午後1時30分  
場所／犬飼町中央公民館大集会室

#### 幹事会の予定

- 第17回幹事会 ▶ 6月17日（木）午後1時30分  
場所／大原総合体育館研修室
- 第18回幹事会 ▶ 7月1日（木）午後1時30分  
場所／大原総合体育館研修室
- 第19回幹事会 ▶ 7月15日（木）午後1時30分  
場所／大原総合体育館研修室

### 編集・発行／大野郡5町2村合併協議会

〒879-7152 大分県大野郡三重町大字百枝1086番地の35（大原総合体育館内）  
ホームページアドレス <http://www.ohnogun-gappei.jp> Eメール [info@ohnogun-gappei.jp](mailto:info@ohnogun-gappei.jp)  
TEL 0974-26-4139 FAX 0974-26-4148